

一時保育事業の充実と利用料の見直しについて

- 一時保育事業とは、「保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを保育できないときに、保護者に代わって一時的に保育をする制度」です。
- 本市内では、現在62か所の保育園で事業を実施しており、昨年度の年間延べ利用児童数は、10万5千人(1日当り約430人)に及んでいます。
- 一時保育事業の実施においては、**利用率が高くないと収支不均衡が生じる**ことや**乳児受入の促進**などの課題があり、制度創設以来、補助制度の見直しは行ってきたものの、通常保育の保育料が引上げとなる中、**据置きとなってきた利用料の見直しが必要**です。

課題1:事業の構造上生じる収支不均衡

< 現行の収支構造 >

支出額 約770万
 ・保育士2人(常勤1人非常勤1人)分の人件費
 ・水道光熱費等の事業費

構造上生じる30万の施設負担分

基本補助額・・・410万

年間延べ利用児童数1,500人
 (非定型1,000人/緊急・一時500人)
 非定型 : 週2・3日の就労等
 緊急・一時 : 病気・冠婚葬祭等

利用料収入・・・約330万

非定型 3歳未満 @2,300 900人
 非定型 3歳以上 @1,200 100人
 緊急・一時 @2,300 500人

※1日の利用児童数が6~7人である
 利用率が50~60%となる施設において、
 特に収支不均衡が生じている。

構造上生じる
 施設負担分が、
 できる限り解消
 されるよう調整

< 利用料見直し後の収支構造 >

施設負担分はほぼ解消

基本補助額・・・410万

利用料収入・・・360万

0歳児 @3,000程度 100人
 1・2歳児 @2,500程度 1,200人
 3歳以上児 @1,500程度 200人

「見直しの視点」

- 利用料を年齢区分ごとに200~700円程度増額することで、「**受益者負担の適正化**」と「**事業の安定的運営**」を確保
- 現在、利用形態によって料金体系に差が設けられているが、実際の受入れは横断的になされており、「**年齢区分ごとの料金体系に統一**」を検討
- 0歳児単価の創設については、課題2を参照

課題2:乳児受入の促進

乳児受入に伴う収益額の差

受入児童	乳児1人(3:1)	1・2歳児2人(6:1)
一時保育料	2,300円×1人	2,300円×2人
一時保育費(補助金)	2,100円×1人	2,100円×2人
合計	4,400円	8,800円

「見直しの視点」

- 職員配置上、乳児1人の受入れに対し、1・2歳児では2人の受入れが可能
- その収益額の差は日額4,400円
- 実際には1歳児も月齢によって手がかり、そこまでの差はないにせよ、「**乳児受入の負担軽減と受入促進**」のため、3歳未満児の保育料中に「**乳児保育料を設定**」し、その1/4程度を市と利用者で負担することを検討
- 一時保育料の多子軽減についても、他都市状況を踏まえつつ、その必要性を含め引き続き検討

参考:他都市の一時保育事業利用料金

さいたま市	園ごとに異なる(公立 3歳未満児 2,000円 3歳以上児 1,900円)
千葉市	3歳未満児 2,175円~2,287円(月額単価を日額換算) 3歳以上児 1,125円~1,175円(月額単価を日額換算)
横浜市	園ごとに異なる (市ガイドライン 3歳未満児 2,400円、3歳以上児 1,300円)
相模原市	園ごとに異なる(公立 3歳未満児 1,800円 3歳以上児 1,000円)
京都市	3歳未満児2,100円 3歳以上児1,200円
大阪市	0歳児2,700円 1・2歳児2,000円 3歳以上児1,200
堺市	3歳未満児2,700円 3歳以上児1,900円
神戸市	リフレッシュ3,600円 それ以外2,400円